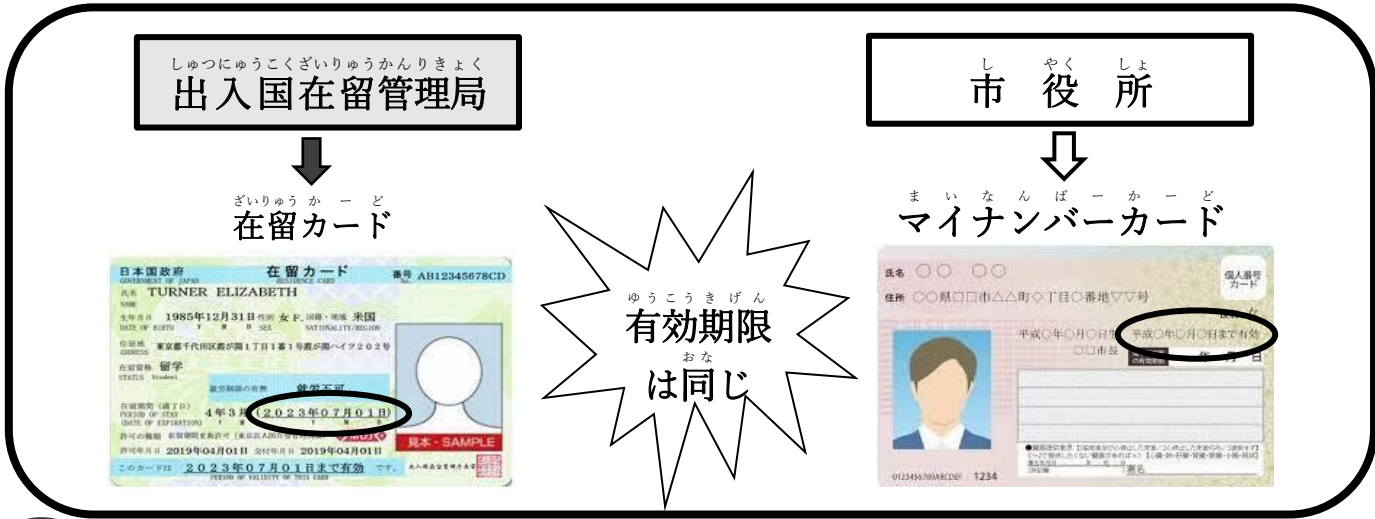


まいなんばーかーど
マイナンバーカードをもっている
 がいこくじんじゅうみん
外国人住民のみなさんへ

えいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ こうどせんもんしよく2ごういがい
 (永住者、特別永住者、高度専門職2号以外)



1

ゆうこうきげんない ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせい
有効期限内に在留期間更新許可申請
 をして、新しい在留カードをもら
 った人

あた ざいりゅうかーど も
新しい在留カードを持ってきてくだ
さい。マイナンバーカードの有効
期限内に延長の手続きをします。

※ マイナンバーカードの有効期限内に延長手続きをしないと、
 さいほつこうてすうりよう えん
 再発行手数料が1,000円かかります。

2

ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせいちゅう
在留期間更新許可申請中に
 ゆうこうきげん きれる
有効期限が切れるひと

①
特例で、有効期限を2か月間延ばします！
 ※ 在留期間更新許可申請中のスタンプや
 オンライン手続き中ということがわかる
 メールなどの証明と在留カードを持って、
 マイナンバーカードの有効期限内に手続きを
 してください。

②
延長した2か月以内にマイナンバーカードの
更新手続きをします。

※ 2か月間延長されたマイナンバーカードの有効期限内に更新手続きをしないと、
 さいほつこうてすうりよう えん
 再発行手数料が1,000円かかります。

- ※ 窓口受付時間 平日(月曜日～金曜日) 午前8:30～午後5:15
 休日窓口開設日(HP掲載) 午前8:30～午後4:30
- ※ 休日窓口開設日は、システムの都合により更新手続きができない場合がありますので、事前に次の連絡先へお問合せください。
- ※ 新しい在留カードをもらった日に、マイナンバーカードの更新をする場合、時間がかかります。